

第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会の解散について

第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会会則第18条第1項（以下「会則」という。）に基づき、次のとおり本実行委員会を解散する。

1 解散の理由

第72回全国植樹祭の開催およびその他必要な事業等が終了し、本実行委員会の目的が達成されたため。

2 解散年月日

令和5年3月31日（金）

3 残余財産の処分

会則第18条第2項に基づき、本実行委員会が解散するときに有する残余財産は、滋賀県に帰属するものとする。

【残余財産】

- ・ 現預金
- ・ 物品
- ・ 著作物にかかる権利等

4 残余事務および書類の引継ぎ

本実行委員会にかかる残余事務および書類については、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課に引き継ぐ。

【参考】第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会会則（抜粋）

（目的）

第2条 実行委員会は、第72回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）の開催を通じて、本県の自然や歴史、文化など様々な魅力を全国に発信するとともに、私たちの暮らしを支える琵琶湖とその水源となる森林を県民総ぐるみで守り、活かし、支えていく絶好の機会となるよう、開催に必要な事業を行うことを目的とする。

（解散）

第18条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときには、総会の議決をもって解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、滋賀県に帰属するものとする。